

○内閣府告示第七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第百十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年三月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県黒川郡大郷町及び高知県安芸郡北川村
- 二 構造改革特別区域の名称 地域個性を活かした未来人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮城県黒川郡大郷町及び高知県安芸郡北川村の全域